

ID: 1322

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	中心市街地整備推進機構の指定の取消し		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第63条第3項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】 法第63条第2項及び第3項の規定による。 (監督等) 第63条 2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第61条第1項の規定による指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日